

浜田市一般不妊治療費助成事業のお知らせ

令和7年4月作成

浜田市では、一般不妊治療を受けられるご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費等を助成します。

対象治療

保険適用の一般不妊治療(タイミング療法・排卵誘発法・人工授精等)及び検査



対象者(いずれも満たす方)

※年齢制限なし

- (1)婚姻の届出をしている夫婦または事実婚関係にある方で、浜田市に住所を有する方(いずれか一方でも可)
- (2)(1)の者のうちいずれかが医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員、又は被扶養者

助成の内容

1年間につき15万円を上限とし、助成期間は一般不妊治療を受けた月から起算して3年間とします。

※1年間とは、治療開始月の翌年の前月末日までとなります。

※1期分の申請期間で上限15万円に満たなかった場合は、残りは次期へ繰り越されます。

※健康保険からの高額療養費や付加給付金がある場合は、自己負担額から差し引いた金額に助成します。

申請前に確認すること

※高額療養費、付加給付金について、詳細は裏面をご確認ください。

申請する治療費について、**高額療養費や付加給付金の支給があるか、必ず確認**してください。

※高額療養費や付加給付金の支給決定は診療月の3~4か月後なので、治療後すぐには分からない場合があります。

※高額療養費や付加給付金支給の有無については、加入の健康保険に確認してください。

(健康保険によってはホームページで付加給付制度の詳細や支給、通知方法などを確認できる場合もあります。)

※浜田市国民健康保険に加入している人は、浜田市保険年金課1階6番窓口(TEL:25-9410)へ確認してください。

申請方法

治療を受けた医療機関で証明を受け、申請書及びその他の書類と併せて、下記申請場所まで持参していただくか、郵送してください。(書類に不備がある場合は、一旦お返すことがあります。)

必要な書類	初回	2回目及び2回目以降
一般不妊治療費等助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)	○	○
一般不妊治療等証明書(様式第2号)	○	初回申請時より変更時のみ必要
一般不妊治療等に要した費用の領収書・明細書の原本	○	○
助成対象となる本人の医療保険資格情報のわかる書類のコピー(またはマイナンバーカード持参)	○	○
申請者の印鑑(申請書に自署してあれば不要)	○	○
通帳コピー(口座番号、名前、支店名が分かる部分のみ)	○	○
【高額療養費・付加給付金がある場合】 ・高額療養費・付加給付金の支給額が分かるもの ・健康保険発行の支給決定通知書や医療費明細書などのコピー ・限度額適用認定証のコピー(ある方のみ)	○	○
【事実婚関係の方のみ】 事実婚関係に関する申立書(様式第3号)	○	初回申請時より変更時のみ必要

申請期限

各期(1期ごと)終了の翌月末までに申請してください。申請はその都度でも、1期分まとめてでも構いませんが、**2期または3期まとめて送らないようご注意ください。**

(例)令和6年8月1日に治療を開始した場合

第1期助成期間→令和6年8月1日~令和7年7月31日 提出〆切→令和7年8月31日

(注)高額療養費や付加給付金に該当する可能性がある治療費は、**治療後4か月を経過**してから申請してください。



支給方法

助成が決定した場合は、交付決定通知書を送付後、申請書に記載していただいた口座に振り込みます。

【申請場所】 浜田市子育て世代包括支援センター(野原町) / 子ども・子育て支援課(市役所1階11番) / 各支所市民福祉課

【問い合わせ先】 ※郵送の場合、下記へご送付ください。

浜田市子育て世代包括支援センター(〒697-0016 浜田市野原町859-1)

電話(0855)22-1253 / FAX(0855)22-9810 / Email:sukusuku@city.hamada.lg.jp